令和2年度食品等の収去検査計画策定のための意見聴取について

生活衛生課

〇趣旨

食品衛生法第24条の規定により、毎年、食品衛生監視指導計画を策定しており、その計画の一環として食品等の収去検査の計画を策定しています。

収去検査は、年間計画に基づく通常検査、食中毒発生時などの緊急対応を要する緊急 検査、夏期・年末の一斉取締りに併せて実施する夏期・年末集中検査の3種類を実施し ています。

令和2年度食品衛生監視指導計画における食品等の収去検査計画については、「食の安心・安全審議会」に御意見を伺い、府の関係機関で協議して検査計画素案を作成し、消費者団体との意見交換会を経て、「食の安心・安全審議会」に御報告した上で、年度末に策定することとしておりますので、昨年度に引き続き、年間計画に基づく通常検査について、食品等の種類、検査項目、検査検体数などに関する御意見をお伺いするとともに、別添様式により、10月31日(木)までに、FAX、メール等により、生活衛生課食品衛生担当あてご意見をいただきますようお願い申し上げます。

ご意見送付先、連絡先

生活衛生課食品衛生担当 細井あて

FAX:075-414-4780 電話:075-414-4759

メール: seikatsu@pref.kyoto.lg.jp

〇収去検査の目的等

[検査の目的]

府内で生産・製造又は販売される食品等に関し、放射性物質、残留農薬、食品添加物等について食品衛生法等に基づく検査を行い、違反食品・不良食品の流通防止やこれらを排除することにより、食品等の安心・安全確保を図る。

[検査の種類]

通常検査、緊急検査、夏期・年末集中検査

[検査食品及び項目]

検査食品:農産物、食肉、卵類、乳、魚介類、加工食品など

検查項目:放射性物質、残留農薬、動物用医薬品、微生物、成分規格、食品添加物、

組換え遺伝子など

○通常検査の収去及び検査機関

「収去機関)

乙訓保健所(向日市)、山城北保健所(宇治市)、山城南保健所(木津川市)、南丹保健所(南丹市)、中丹西保健所(福知山市)、中丹東保健所(舞鶴市)、丹後保健所(京丹後市)

[検査機関]

保健環境研究所(京都市伏見区)、中丹西保健所

〇平成31年度食品等の収去検査計画(通常検査) 【添付資料】

[計画] 750 検体(うち流通食品の放射性物質検査100 検体)

[9月末現在]346検体実施(進捗率46%)

うち放射性物質検査 69検体実施(進捗率69%)

[内訳]一般食品(農畜水産物、加工食品等) 41検体乳児用食品(粉ミルク、ベビーフード等) 19検体牛乳 4検体飲料水(ミネラルウォーター等) 5検体

(参考) 平成30年度の通常検査

[計画] 750 検体

食品等の検査計画に対する意見

氏 名

	<u> </u>
1	令和2年度計画において、重点的に実施すべき事項とその理由
2	新たに検査実施が必要な検体の種類及び検査項目とその理由

3	検査検体数の見直しが必要な検体の種類とその理由
4	その他
	ご意見がありましたらご記入をお願いします。